

## 路線バスに表示する広告物に関する自主審査実施要綱

平成15年8月

### 1 自主審査する広告物

路線バスに表示する広告物で、屋外広告物条例施行規則別表第2の第1の2の(14)のイ（別表第2の第2の4で準用する場合を含む。）に定める印刷したフィルムを車体にはり付ける方法により表示するもののうち、側部にあっては1側部につき3平方メートルを超える、後部にあっては1平方メートルを超えるもの（以下「適用広告物」という。）。

### 2 ガイドライン

兵庫県は、適用広告物と景観との調和を図るため、路線バスに表示する広告物に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を示す。

### 3 広告主

広告主は、広告物がガイドラインに基づき作成されるようにする。

### 4 路線バス事業者

- (1) バス事業者は、ガイドラインをもとに適用広告物が美観風致の維持ないし地域の良好な景観形成に資するものとなるよう審査を行うための基準（以下「審査基準」という。）を設ける。
- (2) バス事業者が広告物を作成する場合は、審査基準に基づき作成する。
- (3) バス事業者は、学識経験者等のデザインの専門家を構成員とする適用広告物に係る審査の組織を設置し、審査基準によりデザインの自主審査を行うものとする。

### 5 自主審査結果の報告

バス事業者等許可申請者は、適用広告物の許可申請時に、自主審査結果を許可権者に提出するものとする。